

## 会議録

会議の名称	座間市空き家等対策協議会会議		
開催日時	令和5年1月27日（金） 14時00分～14時50分		
開催場所	サニープレイス座間（市総合福祉センター）会議室		
出席者	佐藤会長、井上委員、古谷委員、加藤委員、島村委員、伊藤委員 湯浅委員、古田委員		
事務局	市民部 田川部長 市民部 市民協働課 加藤課長、山口係長、大矢主査 都市部 都市計画課 松尾課長、小西係長、金光技師		
会議の公開可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴者数	0人
非公開又は一部公開とした理由	—		
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の会議における質問事項について</li> <li>2 委員の皆様からいただいた御意見について</li> <li>3 座間市空き家等対策計画概要版及び対策計画（案）について</li> <li>4 次回の日程について</li> </ol>		
資料の名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 前回の会議における質問事項について</li> <li>2 委員の皆様からいただいた御意見について</li> <li>3 座間市空き家対策計画概要版及び対策計画（案）</li> <li>4 次回の日程について</li> </ol>		
会議の結果			
議題1－4	提案内容について審議した結果、可決		
議事の詳細			
会長	座間市空き家等対策協議会会議を開催する。		
事務局 会長 委員	<p>議題1 前回の会議における質問事項について、資料1に基づき説明。 これに対する質疑はあるか。 意見なし。</p>		
事務局 会長	<p>議題2 委員の皆様からいただいたご意見について、前回の会議における質問事項について、資料2に基づき説明。 これに対する質疑はあるか。</p>		

委員	意見なし。
事務局 会長 委員	議題3 座間市空き家等対策計画概要版及び対策計画（案）についてこれに対する質疑はあるか。 座間市空き家等対策計画（案）44ページのフローチャートについて、中段の「相続の相談」から「空き家の状態は良い」に向かう黒矢印は、YESの青矢印の間違いなのか、いずれにせよ考えるべきということで黒矢印なのか確認したい。
事務局	「相続の相談」については、その後YESかNOかではなく、相続の相談があった後は、左側の「空き家の状態は良い」に進むものであり、下向きの赤矢印が不要であるため、削除する。
委員	座間市空き家等対策計画（案）57ページの「座間市特定空き家判定ガイドライン」について、倒壊等の基準等が示されているが、これは専門的知識や技術がある方が判断するのか、それとも市役所職員で判断するのか。
会長	質問の主旨は、特定空き家等の判定を誰が行うのかということだが、事務局の考えはどうか。
事務局	今後の運用としては、現時点では、基準をもとに該当するような物件が出てきた場合は、状況等を確認した上で、当協議会に諮り、特定空き家の判定をしていただく流れで考えている。
委員	特定空き家の判定ガイドラインに基づき当協議会で判定するとのことだが、該当する物件が出てきたら都度協議会を開催して判定するのか、それとも年間を通して、数件をまとめて判定するのか。
事務局	当協議会をその都度開催することは現実的ではないと考えている。日頃市に寄せられる情報等もあるため、ある程度まとめた上で、当協議会に諮りたいと考えている。
委員	座間市空き家等対策計画（案）50ページの「空き家等対策条例の見直しの検討」という表現がわかりづらい。見直しをするかどうかを検討するということか。
事務局	座間市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」以前より、「座間市空き家等の適正管理に関する条例」を制定しており、条例に基づき空き家等対策の運用を図っている。今回の計画策定により、空家特措法と条例のダブルスタンダードとなるため、空き家等対策計画に基づく運用の中で、条例との整合を図っていく必要がある。そのため、条例の中

<p>委員 事務局</p>	<p>で不備な点等があれば精査した上で、見直しを図っていく必要があるため、ご指摘のような表現の記載としている。</p> <p>「空き家等対策条例の見直し」では問題なのか。</p> <p>特定空き家に認定されなければ、空家特措法に基づく措置を講じる対象にできないため、特定空き家になる前の管理不全な状態の空き家については、条例で補い対応している。</p> <p>そうした状況も踏まえ、見直しが必要であるかどうかについて、運用しながら考えていかなければならない。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>座間市空き家等対策計画(案)44ページのフローチャートの中で、「リフォームする」や「解体したい」となった場合に、専門家が関わって無料で相談を受けることも考えられる。</p> <p>他市では、空き家対策の中で、耐震等に不安を抱えている市民に対し、建築士事務所協会と市が提携して無料の空き家相談で協力させていただいている。そうした対応も今後行っていくのか。専門家でなければ、家が傾いていることや不同沈下しているなどの判断は難しいと考えるため、考えをお聞かせいただきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の対応については、専門家と協定等を結んで進めていく必要があると考えている。</p>
<p>会長</p>	<p>他にご意見がなければ、座間市空き家等対策計画(案)は、こちらの内容でパブリックコメントを実施してもよろしいか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>事務局</p>	<p>議題4 次回の日程について、資料4に基づき説明。</p>
<p>会長</p>	<p>これに対する質疑はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>意見なし。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で、本日の議事は全て終了した。</p>